

令和6年度 第1回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和6年5月 22 日(水) 午後1時 30 分～3時 30 分
グリーンパレス 千歳・芙蓉

1 開会

2 新委員委嘱および紹介

3 事務局紹介

4 議 事

- (1) 令和6年度地域自立支援協議会の内容及び江戸川区地域自立支援協議会設置要綱の改正について
- (2) 令和6年度地域自立支援協議会 部会(案)について
- (3) 第3次江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画について
- (4) 令和6年度地域自立支援協議会のスケジュールについて
- (5) その他

5 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和6年度第1回江戸川区地域自立支援協議会 次第
- ・資料1 - 1 令和6年度江戸川区地域自立支援協議会について
- ・資料1 - 2 江戸川区地域自立支援協議会設置要綱新旧対照表
- ・資料2 第6期江戸川区障害福祉計画等の成果目標実績報告
- ・資料3 障害福祉計画における地域移行・施設入所の東京都・江戸川区の状況
- ・資料4 令和6年度江戸川区地域自立支援協議会のスケジュールについて
- ・資料5 令和6年度地域自立支援協議会 部会(案)
- ・資料6 - 1 令和5年度江戸川区の障害者虐待対応状況
- ・資料6 - 2 令和5年度江戸川区における差別解消に向けた取り組み
- ・資料7 令和6年度障害者福祉施策の概要
- ・資料8 令和6年度精神保健対策の概要
- ・参考資料 第7期障害福祉サービス等の基本的な指針
- ・参考資料 第6期障害福祉計画等の成果目標・活動指標(厚生労働省資料)

令和6年度江戸川区地域自立支援協議会について

資料1-1

1 開催概要

(1) 開催時間・曜日

平日（水曜日）午後での開催を基本とする。
毎回の協議会にて、次回日程を決定。

(2) 開催日程

年3回の開催を予定。

【日程（予定）】

- ・第1回：令和6年5月22日（水）
- ・第2回：令和6年11月13日（水）
- ・第3回：令和7年2月頃

(3) 令和6年度の主な内容

引き続き、共通理解の醸成を目的とし、下記内容を中心に実施。

- ・障害者福祉関連の情報共有
- ・障害者差別に関する相談事例の共有と意見交換

上記以外の内容については、必要に応じて適宜実施。

2 取り組み内容について

- ・第3次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の課題について
- ・地域生活支援拠点の設置に向けて

・昨年度策定した上記計画の内容について、委員内で内容を共有するとともに、課題となっている項目について、引き続き意見交換を行う。

・昨年度行った各団体との懇談会を踏まえて、地域で安心して暮らし続けるために「地域生活支援拠点の整備」に向けて、部会等を活用して整備を進めていく。

江戸川区地域自立支援協議会設置要綱新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="199 252 761 284">江戸川区地域自立支援協議会 <u>に関する</u> 要綱</p> <p data-bbox="817 296 1115 328">平成20年4月1日施行</p> <p data-bbox="147 341 259 373"><u>(趣旨)</u></p> <p data-bbox="114 386 1115 871">第1条 <u>この要綱は、</u> 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立した生活を支えるため、江戸川区（以下「区」という。）の障害福祉に関する方策を協議する場及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定並びに江戸川区附属機関の設置に関する条例（令和5年11月江戸川区条例第41号）により設置した江戸川区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p data-bbox="147 884 315 916">(所掌事項)</p> <p data-bbox="114 928 741 960">第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p data-bbox="147 973 1115 1412"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者等への支援体制の整備に関すること。 (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。 <u>(3) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。</u> <u>(4) 相談支援に関すること。</u> <u>(5) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。</u> <u>(6) 障害者計画の策定、進行管理及び評価に関すること。</u> <u>(7) 障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例（令和5年11月江戸川区条例第39号）に基づく施策の進行管理及び評価に関すること。</u> <u>(8) 第7条第1項に規定する部会の運営に関すること。</u> </p>	<p data-bbox="1196 252 1758 284">江戸川区地域自立支援協議会 <u>設置</u> 要綱</p> <p data-bbox="1814 296 2114 328">平成20年4月1日施行</p> <p data-bbox="1144 341 1256 373"><u>(目的)</u></p> <p data-bbox="1115 386 2114 871">第1条 _____ 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立した生活を支えるため、江戸川区（以下「区」という。）の障害福祉に関する方策を協議する場及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、 _____ 江戸川区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。） <u>を設置</u> _____ する。</p> <p data-bbox="1144 884 1312 916">(所掌事項)</p> <p data-bbox="1115 928 1742 960">第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p data-bbox="1144 973 2114 1232"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者等への支援体制の整備に関すること。 (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。 <u>(3) 障害福祉計画等 _____ の策定、進行管理及び評価に関すること。</u> </p>

新	旧
<p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。</p> <p>5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。</p> <p>6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。</p>	<p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。</p> <p>5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。</p> <p>6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。</p>
<p><u>(専門委員)</u></p> <p><u>第6条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 専門委員は、区長が適当と認める者のうちから委嘱する。</u></p> <p><u>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p>	
<p>(部会)</p>	<p>(部会)</p>
<p><u>第7条</u> 会長は、第2条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。</p>	<p><u>第6条</u> 会長は、第2条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。</p>
<p>2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(庶務)</p>	<p>2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(庶務)</p>
<p><u>第8条</u> 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。</p> <p>(守秘義務)</p>	<p><u>第7条</u> 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。</p> <p>(守秘義務)</p>
<p><u>第9条</u> 委員、<u>第5条第4項及び第7項</u>の規定により協議会に出席した者<u>並びに専門委員</u>は、正当な理由なく、会議の内容その他協議会において知り得た情報を漏らしてはならない。</p>	<p><u>第8条</u> 委員<u>及び</u>第5条第4項<u> </u>の規定により協議会に出席した者<u> </u>は、正当な理由なく、会議の内容その他協議会において知り得た情報を漏らしてはならない。</p> <p><u>(報償)</u></p>

新	旧
<p><u>(削る。)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>付則 (省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年5月15日から施行する。</u></p>	<p><u>第9条 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>付則 (省略)</p>

第 6 期江戸川区障害福祉計画・第 2 期江戸川区障害児福祉計画の

成果目標 実績報告

成果目標(1) 福祉施設から一般就労への移行等

(ア) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和 5 年度(2023 年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績(115 人)の 1.27 倍以上とすることを目標とした。

令和元年度 (2019 年度) (実績値)	第 6 期			
	令和 3 年度 (2021 年度) (実績値)	令和 4 年度 (2022 年度) (実績値)	令和 5 年度 (2023 年度) (実績値)	令和 5 年度 (2023 年度)末 (目標値)
115 人	97 人	118 人	138 人	148 人

(イ) 就労定着支援事業の利用者数

令和 5 年度(2023 年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方のうち 7 割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とした。

第 6 期			
令和 3 年度 (2021 年度) (実績値)	令和 4 年度 (2022 年度) (実績値)	令和 5 年度 (2023 年度) (実績値)	令和 5 年度 (2023 年度) (目標値)
27 人/97 人 7 割以下	38 人/118 人 7 割以下	30 人/138 人 7 割以下	7 割以上

(ウ) 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目標とした。

第 6 期			
令和 3 年度 (2021 年度) (実績値)	令和 4 年度 (2022 年度) (実績値)	令和 5 年度 (2023 年度) (実績値)	令和 5 年度 (2023 年度)末 (目標値)
5 施設 / 9 施設 7 割以下	2 施設 / 9 施設 7 割以下	8 施設 / 9 施設 7 割以上	7 割以上

【成果の分析】

福祉施設から一般就労への移行者数の令和 5 年度(2023 年度)の実績が 138 人であった。新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を達成しなかった。就労定着支援事業の利用者についても、目標値を達成しなかった。

成果目標（２） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（ア）福祉施設の入所者数

令和元年度(2019年度)末の福祉施設入所者数は422人でした。待機者数は増加しており、それに伴い福祉施設入所者も増えています。

令和5年度(2023年度)末の福祉施設入所者数439人を目標とした。今後も引き続き、本人や保護者の意向を考慮し、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要とされる方を支援します。

令和元年度 (2019年度)末 (実績値)	第6期			
	令和3年度 (2021年度)末 (実績値)	令和4年度 (2022年度)末 (実績値)	令和5年度 (2023年度)末 (実績値)	令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
422人	440人	428人	424人	439人

（イ）地域生活への移行者数

令和元年度(2019年度)末の福祉施設入所者422人のうち、ご本人の状態により、グループホーム等への移行が可能と思われる方が10人います。その10人の方を令和5年度(2023年度)末までに地域生活へ移行することを目標とした。本人や保護者の意向を考慮し、入所施設等の事業者と協力してグループホーム等への移行支援を行います。

第6期			
令和3年度 (2021年度) (実績値)	令和4年度 (2022年度) (実績値)	令和5年度 (2023年度) (実績値)	令和5年度 (2023年度)末 までに(目標値)
7人	6人	4人 (累計17人)	10人

【成果の分析】

重度化・高齢化等は進んでおり、福祉施設の入所者は増加した。
令和元年度(2019年度)末の入所者のうち、令和5年度(2023年度)末までにグループホーム等へ地域移行した方は17人であった。

成果目標（３） 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針で示されている目標値については、都道府県にて定めることとされており、区では国や都と連携を取り、目標を定めて各種サービスの充実等により、引き続き、入院中の精神障害者の地域移行の促進に努めていきます。

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、年２回開催しています。

内容として、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてはもちろんのこと措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。

精神障害者の各サービスの目標値

	参考			第 6 期 令和 5 年度 (2023 年度) (目標値)
	令和 3 年度 (2021 年度) (実績値)	令和 4 年度 (2022 年度) (実績値)	令和 5 年度 (2023 年度) (実績値)	
地域移行支援	30 人	31 人	29 人	16 人
地域定着支援	99 人	98 人	100 人	70 人
共同生活援助	278 人	317 人	351 人	195 人
自立生活援助	90 人	96 人	88 人	83 人

【成果の分析】

平成 30 年度（2018 年度）に江戸川区精神保健福祉協議会を設置した。関係機関との連携が強化され、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加傾向である中で、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムが整備されつつある。

成果目標（４） 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標とした。

【成果の分析】

地域自立支援協議会において、障害福祉サービス事業所等と懇談会を開催しました。

成果目標（５） 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

障害のある方の地域生活を支えるにあたり、令和５年度（２０２３年度）末までに既存の相談窓口等の機能や施設を生かし、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを目標とした。

【成果の分析】

夜間・休日にも対応する障害者虐待ＳＯＳ電話を設置しました。

地域自立支援協議会において、地域生活継続課題懇談会を開催しました。

成果目標（６） 障害児支援の提供体制の整備等

（ア）児童発達支援センターの設置

国では、令和５年度（２０２３年度）末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１ヵ所以上設置することを基本としています。

【成果の分析】

令和５年度（２０２３年度）末現在、児童発達支援センターは、発達相談・支援センターと篠崎児童発達支援センターの２ヵ所あります。

（イ）保育所等訪問支援の充実

国では、令和５年度（２０２３年度）末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

【成果の分析】

令和５年度（２０２３年度）末現在、児童発達支援センターにおいて、発達相談・支援センターと篠崎児童発達支援センターの２ヵ所で保育所等訪問支援を実施しています。

（ウ）重症心身障害児を支援する事業所の確保

国では、令和５年度（２０２３年度）末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも１ヵ所以上確保することを基本としています。

【成果の分析】

令和5年度(2023年度)末現在、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は8カ所あり、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は5カ所あります。

(エ) 医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国では、令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

【成果の分析】

医療的ケア児の支援に関し、医療的ケア児コーディネーターと実際に支援を行っている関係部署と連携し、令和2年度(2020年度)から保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置しています。

成果目標(7) 障害福祉サービス等の質の向上

サービス等の質を向上させるための取り組みとして行っている障害福祉サービス事業者に対する集団指導・個別指導及び相談支援専門員に必要な知識の習得や事例研究による課題解決能力の向上を目標とした人材育成のためのブラッシュアップ研修を継続することを目標とした。

【成果の分析】

令和5年度(2023年度)について、ブラッシュアップ研修を9回実施して561人が受講しました。

障害福祉計画における地域移行・施設入所の東京都・江戸川区の状況

資料 3

地域移行 障害者施設に入所している方が、グループホームや一般住宅等へ移行する

		基準値 平成17年10月	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	基準値 平成25年度末	第4期 (平成27～29年度)
地域移行目標値 (国の基本指針)			平成17年度末入所者の 10%以上地域へ移行	平成17年度末入所者の 30%以上地域へ移行		平成25年度末入所者の 12%以上地域へ移行
東京都	目標値	7,344人	874人 11.9%削減	2,204人 30.0%削減	7,413人	890人 12.0%削減
	実績値		1,001人 13.6%削減	1,325人 18.0%削減		353人 4.8%削減
江戸川区	国基準値	401人	40人 10.0%削減	120人 30.0%削減	396人	48人 12.1%削減
	目標値		36人 9.0%削減	40人 10.0%削減		18人 4.5%削減
	実績値		30人 9.3%削減	61人 15.2%削減		10人 2.5%削減

		基準値 平成28年度末	第5期 (平成30～令和2年度)	基準値 令和元年度末	第6期 (令和3～5年度)	基準値 令和4年度末	第7期 (令和6～8年度)
地域移行目標値 (国の基本指針)			平成28年度末入所者の 9%以上地域へ移行		令和元年度末入所者の 6%以上地域へ移行		令和4年度末入所者の 6%以上地域へ移行
東京都	目標値	7,393人	670人 9.1%削減	7,398人	450人 6.1%削減	7,408人	600人 8.1%削減
	実績値		272人 3.7%削減		229人 (R4実績)		-
江戸川区	国基準値	401人	36人 9.0%削減	422人	26人 6.2%削減	428人	26人 6.1%削減
	目標値		11人 2.7%削減		10人 2.4%削減		26人 6.1%削減
	実績値		9人 2.2%削減		17人 4.0%削減		-

施設入所

		基準値 平成17年10月	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	基準値 平成25年度末	第4期 (平成27～29年度)
施設入所目標値 (国の基本指針)			平成17年度末入所者を 7%以上削減	平成17年度末入所者を 10%以上削減		平成25年度末入所者を 4%以上削減
東京都	目標値	7,344人	7,344人 増減なし	7,344人 増減なし	7,413人	7,344人 増減なし
	実績値		7,418人 1.0%増加	7,411人 0.9%増加		7,290人 1.7%削減
江戸川区	国基準値	401人	373人 7.0%削減	360人 10.2%削減	396人	380人 4.0%削減
	目標値		400人 0.2%削減	400人 0.2%削減		414人 4.5%増加
	実績値		333人 17.0%削減	405人 1.0%増加		407人 2.8%増加

		基準値 平成28年度末	第5期 (平成30～令和2年度)	基準値 令和元年度末	第6期 (令和3～5年度)	基準値 令和4年度末	第7期 (令和6～8年度)
施設入所目標値 (国の基本指針)			平成28年度末入所者を 2%以上削減		令和元年度末入所者を 1.6%以上削減		令和4年度末入所者を 5%以上削減
東京都	目標値	7,393人	7,344人 増減なし	7,398人	7,344人 増減なし	7,408人	7,344人 増減なし
	実績値		7,400人 0.1%増加		7,408人 (R4実績)		-
江戸川区	国基準値	401人	393人 2.0%削減	422人	415人 1.7%削減	428人	406人 5.1%削減
	目標値		409人 2.0%増加		439人 4.0%増加		428人 増減なし
	実績値		427人 6.5%増加		424人 0.5%増加		-

東京都の施設入所目標値は、平成17年10月1日現在の定員数(7,344人)を超えないようにしている。

令和 6 年度 江戸川区地域自立支援協議会のスケジュールについて

テーマ

『 江戸川区版 地域生活支援拠点等の創設
 ~ 地域で安心して暮らし続けるために ~ 』

具体的な検討事項

- 地域生活支援拠点部会の創設
- 災害時自立支援部会の創設

定例事項

第 3 次障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の評価

項目	5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
地域生活支援拠点部会	・<第 1 回> 江戸川版地域生活支援拠点等の構想	・<第 2 回> 具体事項の検討	・<第 3 回> 具体事項の検討	・<第 4 回> 拠点事業者の要件
災害時自立支援部会		・<第 1 回> 地震時の避難	・<第 2 回> 水害時の避難	・<第 3 回> 避難所について
	第一回 地域自立支援協議会		第二回 地域自立支援協議会	第三回 地域自立支援協議会

「地域生活支援拠点部会」の構成員は、令和 5 年度の「地域生活支援継続懇談会」の参加者を基本とする。

令和6年度 江戸川区地域自立支援協議会の内容について

回	開催日・内容
第1回	<p>5月22日(水)午後1時30分～午後3時30分 会場：グリーンパレス千歳芙蓉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について ・協議会スケジュールについて ・部会(案)について
6～10月 ○懇談会	
第2回	<p>11月13日(水)午後1時30分～午後3時30分 会場：グリーンパレス千歳芙蓉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次障害者計画について ・部会の報告 ・地域生活支援拠点について
12～1月 ○懇談会	
第3回	<p>2月予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会の報告 ・地域生活支援拠点について

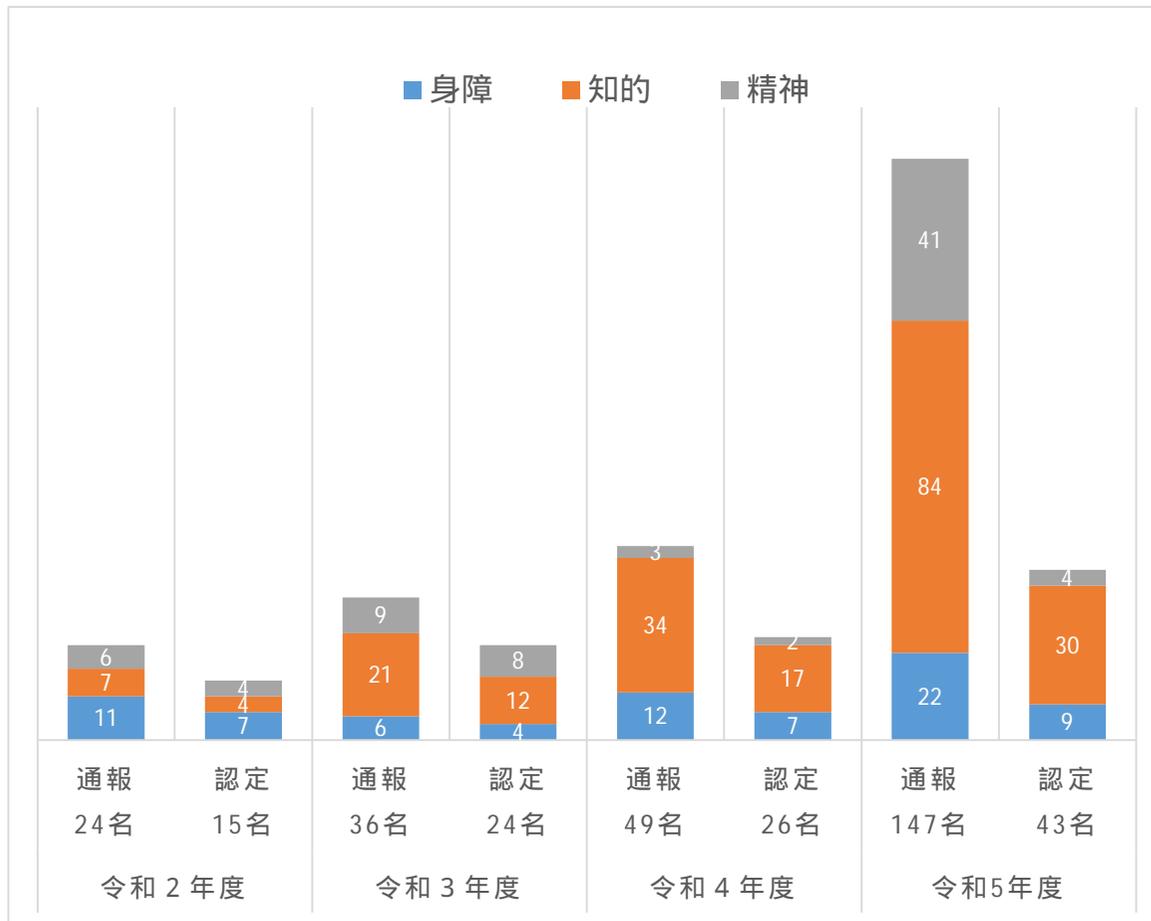
令和 6 年度 地域自立支援協議会 部会（案）

	地域生活支援拠点部会	災害時自立支援部会
目 的	2024 年度末までに地域生活支援拠点の設置	障害当事者・関係者を中心に地震・水害時における 1 次避難・2 次避難・復興までを視野に入れ、生活の継続と回復についてイメージを共有し、必要な準備をおこなう
内 容	2024 年度の検討事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度行動障害のある方に焦点 ・ 生活介護事業所と計画相談との連携 ・ 対象者（高齢世帯等）のスクリーニング ・ 体験、緊急時ステイの個別支援計画 ・ 行動障害のある人の居宅訪問介護や GH での受け入れ ・ その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉課及び災害要配慮者支援課と連携しながら、地域自立支援協議会部会が主体的におこなう。 ・ 恒久的な部会とする。 ・ 必要に応じて分科会を設置する。 ・ 2024 年度の検討事項 ・ 緊急時避難行動についての意見交換（移動障害のある人の世帯で何が必要か？） ・ 1 次避難生活についての意見交換（福祉避難所と一般避難所に求めること） ・ 2 次避難生活についての意見交換（2 次避難先で必要なこと・何があれば 2 次避難できるか？）
構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会委員： ・ 計画相談事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、重度訪問介護事業所、居宅介護事業所（行動援護）、基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会委員：本人・家族・民生委員・商店会長・学校関係（避難所） ・ 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、福祉避難所、計画相談事業所
開 催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年 4 回程度 ・ 2024 年度単年度設置部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年 3 回程度 ・ 継続的に設置する部会

令和 5 年度 江戸川区の障害者虐待対応状況（速報値）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」平成 24 年 10 月施行

1 虐待の受理状況



2 虐待の内容別件数

虐待ありと判断したケースのみ < 複数該当あり >

	虐待の内容別件数 (件)				
	身体的	放棄・放任	心理的	経済的	性的
5 年度	22	3	7	7	5
4 年度	17	0	7	3	0

令和 5 年度より専管部署を新設。
区内福祉施設に相談窓口案内のリーフレットを送付し、周知に努めたため通報数は増加している。

3 通報・相談件数

(件)

	本人	家族	近隣	医療機関	行政	警察	サービス提供事業者 ¹	計画相談支援員	施設職員内部	施設管理者 ²	元職員	地域包括支援センター	他部署	その他	合計
5年度	27	10	4	7	16	7	15	19	10	15	6	3	3	5	147
4年度	3	4	1	0	5	2	12	3	2	6	2	3	2	4	49

1 サービス提供事業者の通報・相談は自サービス以外の事案

2 施設管理者の通報・相談は自施設での事案

4 虐待者 虐待ありと判断したケースのみ

(人)

虐待者	配偶者	父母	子	兄弟	継父母	同居人	入所施設職員	生活介護施設職員	B型事業所職員	GH職員	放デイ職員	ヘルパー	勤務先上司・同僚	その他	合計
5年度	3	11	1	5	1	1	3	3	8	4	1	0	2	0	43
4年度	3	3	0	3	2	1	4	3	1	4	0	1	0	1	26

5 被虐待者の性別・年齢構成 虐待ありと判断したケースのみ

年代		男性	女性	合計
18歳未満	5年度	2	1	3
	4年度	0	0	0
18歳～29歳	5年度	4	7	11
	4年度	3	1	4
30歳～39歳	5年度	6	5	11
	4年度	4	1	5
40歳～49歳	5年度	5	2	7
	4年度	5	1	6
50歳～64歳	5年度	8	3	11
	4年度	1	8	9
65歳～	5年度	0	0	0
	4年度	0	2	2
合計	5年度	25	18	43
	4年度	13	13	26

6 対応結果 虐待ありと判断したケースのみ

			見守り	助言・指導	施設入所等	対応継続	合計
人数	5年度	3	20	12	8	43	
	4年度	5	12	8	1	26	
主な障害種別	身体	5年度	1	2	4	2	9
		4年度	3	2	2	0	7
	知的	5年度	2	16	6	6	30
		4年度	1	10	6	0	17
	精神	5年度	0	2	2	0	4
		4年度	1	0	0	1	2

障害者差別解消に関する事項

資料6-2

令和5年度 江戸川区における差別解消に向けた取り組み（報告）

根拠法令：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条（障害者差別解消地域支援協議会）

1 相談件数8件（主な具体例）

	件名	内容	対応
1	視覚障害者への対応	医療検査センターでの検査の際、職員から「検査が終わったら帰って」「どの程度見えているのかわからない」と言われた。障害者への理解・配慮が足りない。	同センターに情報を共有し、同センター長が本人に謝罪。障害者福祉課にて、同センター職員に対し、再発防止のための研修実施。
2	身体障害者への対応	紙パンツを履いて、お店に買い物に行ったら、「紙パンツが見えているから来ないで」と言われた。	本人が再度、お店に話す意向であったため、説明後お店の対応に問題があるようであれば再度連絡をもらうこととした。
3	聴覚障害者への対応	くすのきカルチャー教室に申し込みたいが、FAX番号がなく、申し込みができない。	福祉推進課に情報を共有し、HPにFAX番号を掲載し、受け入れの対応の検討を依頼。受け入れに至る。
4	聴覚障害者への対応	バス乗車時にバスが急に停車する場合、聴覚障害者は知る術がない。可能であれば、前方の画面に出してもらいたい。	東京都交通局に区民からの意見として、情報を提供。

2 紛争解決機関へのつなぎ（東京都障害者権利擁護センター）

0件

3 差別解消に向けた区の取り組み

権利擁護カードを福祉事業所等を通じて障害者に配付（R5年5月8,500部）
障害者週間に合わせて啓発事業を実施（図書館コーナー展示、イベント内でのチラシ配布）
区職員に向けた障害者理解の周知（R5年12月e-ラーニング実施）
HP上に各障害種別に応じた対応方法の内容を掲載（R6年1月）
江戸川区商店街組合等にチラシの配布

令和 6 年度 障害者福祉施策の概要

江戸川区福祉部障害者福祉課

障害者福祉予算額 282 億 9511 万円 (令和 5 年度 254 億 0608 万 5 千円)

前年度比 19 億 5340 万 6 千円、(111%)

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています

今年度の障害者福祉に係る予算の主な内訳は、以下のとおりです

- 1 障害者手当等支給経費 《 26 億 9,110 万円 》
心身障害者福祉手当、特別障害者手当、難病患者福祉手当の支給など
- 2 自立支援給付経費・地域生活支援事業経費 《 137 億 9,161 万円 》
介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業（手話通訳、移動支援、巡回入浴、福祉タクシー券の給付、民間福祉施設への助成、住まいの改造助成等）など
- 3 社会福祉施設費 《 58 億 7,458 万 1 千円 》
障害者施設の運営・維持管理経費など
- 4 障害児支援給付等経費 《 44 億 2,397 万 5 千円 》
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の経費
- 5 審査会関係経費 《 1,887 万円 》
障害認定審査会の運営経費
- 6 心身障害者福祉事務費等 《 5 億 5,935 万 5 千円 》
職員の給与費・旅費・消耗品費等
- 7 心理関係事業費 《 411 万 8 千円 》
18 歳未満の愛の手帳判定業務に係る経費
- 8 保健衛生費 《 9 億 3,152 万 6 千円 》
難病等医療費助成、小児慢性特定疾病児童支援、公害健康被害補助事業など

主な取り組み

- 1 組織改正について
 - (1) 愛の手帳と身体障害者相談係、及び精神障害の支給決定に関する事務を統合
 - (2) 健康部より、難病・小児慢性・公害に関する事務等を移管
- 2 特別養護老人ホーム建設補助(新規)
春江町三丁目に開設予定の特別養護老人ホーム建設費を補助する
 - (1) 高齢者施設：特別養護老人ホーム 100 人、ショートステイ 10 人
 - (2) 障害者施設：障害者ショートステイ 10 人
- 3 新庁舎を見据えた福祉総合窓口の実施(新規)
障害者・高齢者の申請等を総合的に受け付ける窓口を設置することで、区民の利便性を向上させる
- 4 障害者の口腔ケア体制事業(新規)
通所施設に歯科医等を派遣し、施設利用者への歯科検診を実施する
- 5 認定審査会におけるペーパーレス化の推進(拡充)
タブレットを導入し、認定審査会のペーパーレス・オンライン化を実施する

令和 6 年度 精神保健対策の概要

江戸川区健康部保健予防課

精神保健対策予算額 4 億 8 千 939 万 5 千円 (4 年度 3 億 5 千 70 万 3 千円)
前年度比 1 億 3 千 869 万 2 千円 (139.5%)

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています

今年度の障害者福祉に係る予算の内訳は、以下のとおりです

- 1 精神保健相談費 《 4 千 7 0 6 万 3 千円 》
精神障害者福祉手帳・自立支援医療、講演会等の普及啓発事業 など
- 2 社会復帰指導費 《 4 億 1 6 8 万 3 千円 》
社会復帰施設への運営費等補助事業及び新規開設費用、精神障害者の生活や社会復帰支援に係る委託料、心の交流スポーツ大会の実施、など
- 3 社会復帰施設等維持補修費 《 2 3 8 万円 》
障害者施設の維持管理経費 など
- 4 社会復帰施設等整備費 《 3 千 8 2 6 万 9 千円 》
障害者施設の営繕工事費 など

主な取り組み

- 1 精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築
精神障害の特性に配慮した支援体制を確立していくため、地域の精神科医療機関や障害者支援事業所、行政機関等の関係者による精神保健福祉協議会等を開催
国が推進する「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け長期入院患者の退院促進、精神障害者が暮らしやすい地域社会の整備を推進
- 2 普及啓発事業
精神障害をより多くの方に知っていただくため、精神保健講演会、ボランティア講演会、事業者研修会、不動産業者及び利用者に向けた一人暮らし講演会を開催
- 3 社会復帰施設の充実
地域活動支援センターなどの強化を行い、社会資源の充実を図る
- 4 障害者の活躍推進と社会復帰へ向けた取り組み
ピアサポーター育成事業を通じ、障害者が活躍できる環境を整え社会復帰の支援強化を図る

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

参考資料

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保

保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保

保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通

所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

⑦ 相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- #### (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
 - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】



社会保障審議会障害者部会	
第96回 (R1. 11. 25)	資料 1 - 1

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る 成果目標及び活動指標について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

成果目標と活動指標との関係①【第6期計画案】

(成果目標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

③障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点等における機能の充実】

各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上とする。

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数
- 保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画の有無
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者における地域移行支援の利用者数
- 精神障害者における共同生活援助の利用者数
- 精神障害者における地域定着支援の利用者数
- 精神障害者における自立生活援助の利用者数

(都道府県)

- 精神病床における退院患者の退院後転帰の転帰別の割合

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

成果目標と活動指標との関係②【第6期計画案】

(成果目標)

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
- ・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。(市町村は圏域での設置も可)。

⑥障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

令和5年度末までに、市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

(市町村)

- 相談支援従事者研修等の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の活用

(都道府県・市町村)

- 指導監査の関係市町村との共有

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(参考)

成果目標と活動指標との関係③【第5期計画】

(成果目標)

①施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

③障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

活動指標なし

(参考)

成果目標と活動指標との関係④【第5期計画】

(成果目標)

④福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】
平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】
平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】
就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】
就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】
・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】
各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。

(活動指標)

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

(参考)

成果目標の新旧対照表

(新)

施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点等における機能の充実】

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

(旧)

施設入所者の地域生活への移行

【地域生活移行者の増加】

平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。

【施設入所者の削減】

平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

【障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況】

全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。

【精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】

平成32年度末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率】

- ・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。
- ・入院後6か月時点の退院率を84%以上とする。
- ・入院後1年時点の退院率を90%以上とする。

障害者の地域生活の支援

【地域生活支援拠点の整備】

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する。

(参考)

成果目標の新旧対照表

(新)

福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上とする。
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上とする。

【職場定着率の増加】

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
- ・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保する。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。(市町村は圏域での設置も可)。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築する。

(旧)

福祉施設から一般就労への移行等

【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

【就労移行支援事業の利用者の増加】

平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。

【就労移行支援事業所の就労移行率の増加】

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【職場定着率の増加】

就労定着支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(圏域での設置も可)。
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

各市町村に少なくとも1か所以上確保する(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)。

(参考)

活動指標の新旧対照表

(新)

施設入所者の地域生活への移行

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数
- 保健、医療(精神科医療機関、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護等の関係者の参画の有無
- 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者における地域移行支援の利用者数
- 精神障害者における共同生活援助の利用者数
- 精神障害者における地域定着支援の利用者数
- 精神障害者における自立生活援助の利用者数

(都道府県)

- 精神病床における退院患者の退院後転帰の転帰別の割合

障害者の地域生活の支援

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(旧)

施設入所者の地域生活への移行

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数

福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

(参考)

活動指標の新旧対照表

(新)

障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

障害福祉サービス等の質の向上を図るための 取組に係る体制の構築

(市町村)

- 相談支援従事者研修等の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の活用

(都道府県・市町村)

- 指導監査の関係市町村との共有

発達障害者支援の一層の充実

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(旧)

障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

発達障害者支援の一層の充実

(都道府県・市町村)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発